

亀山市告示第 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 8 5
- 3 路線名 名越 7 号線

供用開始の区間	供用開始の期日
田村町字女ヶ坂 1 4 1 1 番 3 地先から能褒野町字御幣立 2 4 6 番 1 地先まで	平成 2 7 年 1 月 2 9 日